

施 運 第 1 0 4 3 号  
令和2(2020年)3月29日

(各(総合)振興局保健環境部長経由)  
各 市 町 村 長 様  
各 社 会 福 祉 施 設 等 管 理 者 様  
各 社 会 福 祉 施 設 関 連 団 体 の 長 様

北海道保健福祉部長

社会福祉施設内における感染拡大防止のための取組の徹底について

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための取組の徹底について」(令和2年3月19日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)等においてお示ししてきたところです。

この度の千葉県内の障害者施設における利用者及び職員の施設内集団感染の発生事例の重大さ踏まえ、改めて社会福祉施設内における感染拡大防止対策を徹底するとともに、これまでの国及び道からの通知等を踏まえた、感染拡大防止の徹底をお願いいたします。

#### 記

- 1 施設内の感染拡大防止に係る留意事項(参考:厚生労働省事務連絡等)
  - (1)感染経路を断つこと  
まずは、職員、子ども、障害者や高齢者のみならず、面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要。
  - (2)職員について  
職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。  
さらに、職場以外において「①換気の悪い密閉空間」、「②多数が集まる密集場所」、「③間近で会話や発声をする密接場面」の3つの条件が同時に重なるような場を避ける行動をとること。
  - (3)利用者について  
発熱などの風邪の諸症状が見られたときは、利用を控えていただくなど、利用者の状況に応じた対応を検討すること。
  - (4)面会について  
感染経路の遮断という観点から、可能な限り、緊急やむを得ない場合を除き、制限することが望ましい。少なくとも、面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。
- 2 マニュアル等の再度確認  
「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」、「保育所における感染症対策ガイドライン」及び「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」等を踏まえ、感染症予防対策や発生時における対応などについて再確認すること。
- 3 最新情報の入手  
常に国の最新情報を入手するなどして、一層の感染予防対策に努めること。

<参考>

- 「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）  
→<https://www.mhlw.go.jp/content/000601685.pdf>
- 「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）  
→<https://www.mhlw.go.jp/content/000601686.pdf>
- 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）  
→<https://www.mhlw.go.jp/content/000605425.pdf>
- 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための取組の徹底について」（令和2年3月19日厚生労働省各課連名事務連絡）  
→<https://www.mhlw.go.jp/content/000610599.pdf>
- 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル(2019年3月)」  
→<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>
- 「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」  
→<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidouka-teikyoku/0000201596.pdf>
- 「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」  
→<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000108618.pdf>